

人材開発支援助成金について

人材開発支援助成金は、事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練諸経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度

特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース、建設労働者技能実習コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース等

助成金を利用したい場合は、どのような訓練を行うかを計画届として訓練を開始する前に労働局へ提出する。→ 労働局の受付確認を受ける。→ 訓練を開始する。→ 訓練が終わったらどのような訓練を行ったかを支給申請届として労働局へ提出する。→ 助成金が入金される。

※支給内容には経費助成、賃金助成がある。

○利用するための主な要件

- ・事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- ・訓練を受講する労働者が雇用保険の被保険者であること。
- ・一定の期間に解雇等（喪失原因「3」）の離職者がいないこと。
- ・受講する訓練は職務に関連したものであること。

○支給を受けるための要件

- ・業務命令で行う訓練は所定労働時間内で行うこと。
- ・実訓練時間の8割以上受講すること等。
- ・定められた計画通り、訓練を実施すること。

人への投資促進コースについて

人への投資を促進するため、国民の方から提案を元に創設されたコースで人材開発支援助成金の中の1つのコース

5つのメニューがある。

- ・高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練
- ・情報技術分野認定実習併用職業訓練
- ・定額制訓練
- ・自発的職業能力開発訓練
- ・長期教育訓練休暇等制度

○定額制訓練について

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成

あらかじめ収録された講義の動画サービスを購入し、労働者に受講させた場合に助成金を支給するもの。(10時間以上受講することが支給要件)

経費助成のみで、賃金助成はなし。

助成率は中小企業60%、大企業45%。

○主な支給要件

- ・ 定額制サービスによる訓練であること。
- ・ 定額制サービスに LMS 機能が付与されていること。
- ・ 業務上義務づけられた訓練で、労働時間中に実施されること。
- ・ Off-JT であって、外部の会社による訓練であること。

※広く国民の職業に必要な知識及び技能の習得を図ることを目的としたものであることが必要。

○定額制訓練のメリット

- ・ 対面等で行う外部研修より費用が安い。
- ・ 好きな時間に受講できる。(すき間時間で受講できる。繰り返し受講できる。)
- ・ 定期的に内容の見直しを行うので質の高いコンテンツを視聴できる。
- ・ 他の助成金に比べ申請の負担が少ない。
- ・ 所定労働時間外に行った訓練でも、適切に賃金を支払って行った訓練であれば支給対象となる。

○申請状況

- ・ 2月現在 2件 （他今後、申請予定の事業所あり）

○自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

中小企業、大企業ともに 45%（経費助成のみ）

自発的な訓練の経費補助の割合が 2 分の 1 以上である場合、負担した金額の 45%の助成金の支給を受けることができる。

実訓練時間数が 20 時間以上であること。

※独学のため、労働者本人が市販の書籍を購入した場合の、その費用を事業主が補助するような制度は助成対象とはならない。

○自発的職業能力開発訓練のメリット

- ・ 業務時間外に自発的に職業訓練することを促せる。

・ 自発的に訓練を行う労働者は今まで雇用保険の教育訓練給付を利用していると思われるが、自発的職業能力開発訓練の規定を設けることで、より訓練を促進できる可能性がある。

- ・ 職業訓練を行うことが難しい事業所でも制度を設けることにより労働者のスキルアップを図ることができる。

事業展開等リスクリング支援コース

新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練諸経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度

- ・ OFF—JT により実施される訓練であること。
- ・ 実訓練時間数が 10 時間以上であること。
- ・ 事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能を習得させるための訓練
- ・ 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・トランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合にこれに関連する業務に従事させる上で必要となる知識及び技能の習得をさせるための訓練

○事業展開等リスクリング支援コースのメリット

- ・ 高率助成（経費助成 中小企業 75% 大企業 60%

賃金助成 中小企業 960 円 大企業 480 円)

- ・ 解雇要件がない。（喪失原因「3」の離職者がいても利用可能。）

人材開発支援助成金

を活用して

企業内の人材を育成しませんか？

社員教育をしたいけど、費用がかかるな…

人材開発支援助成金を使えば、訓練費用が助成されますよ！

人材開発支援助成金

① ②

③ ④

最大**75%の経費助成**や**訓練期間中の賃金助成**が受けられます！

費用負担を軽減できるぞ！

早速活用してみよう！！

詳しくは、ホームページをご覧ください。か、宮城労働局職業対策課助成金センター（☎022-299-8063）へお気軽にお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人への投資促進コースの助成メニューと助成率

定額制訓練

定額受け放題

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	(+15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせさせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
	(+5万円)		(+3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合)
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+4万円)	

- ・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。
- ・賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額（定額）**です。
- ・1事業所1年度あたり2,500万円（成長分野等人材訓練は1,000万円、自発的職業能力開発訓練は300万円）が上限です。その他、訓練時間に応じた1人あたりの経費助成限度額等もあります。

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)の **定額制訓練**が さらに使いやすくなりました！



定額制訓練って
何だろう？

事業主が、雇用する労働者に対して、オンライン上で定額受け放題の「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)を活用して訓練を実施した場合に、訓練経費を助成する制度ですよ。



定額制訓練なら既に導入しているけど、今からでも対象になるの？

令和4年9月1日の改正で、既に利用が始まっている**定額制サービスも対象**になったので、今からでも対象になりますよ。

令和4年12月2日から**助成率も上がりましたよ！！**



詳しくは裏面へ

- ・「定額制訓練」の他にも、助成メニューをご用意しています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。か、宮城労働局職業対策課助成金センター（☎022-299-8063）へお問い合わせください。



人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



対象となる訓練に要件はあるの？

定額制訓練の要件

- 業務上義務付けられ（業務命令）、労働時間に実施される訓練であること
- 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数*が、支給申請時において10時間以上であること

※ 合計に含めることができる時間数は、計画時に提出する「定額制訓練に関する対象者一覧（様式 第4-2号）」に記載されている者であって、その修了した訓練の時間数の合計が1時間以上の者が実施した訓練に限ります。

なお、合計時間に含めることができる訓練は、「職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練」（職務関連訓練）に限ります。

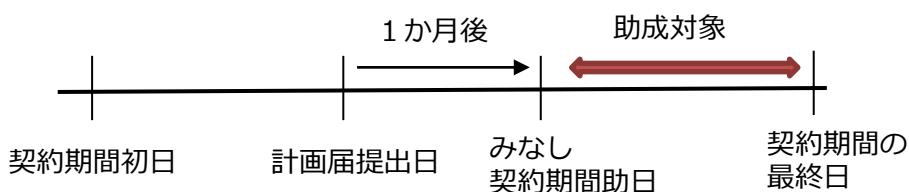
※ 実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間（訓練を習得するために通常必要な時間として、あらかじめ受講案内等によって定められている時間）により時間数をカウントします。

既に利用が始まっている訓練も対象になるの？



契約期間の初日が令和4年4月1日以後の定額制サービスが助成対象となります。助成される期間は、計画届を提出した日から起算して1ヶ月後を契約期間の初日とみなし助成しますので、契約期間の初日とみなした日から最終日の期間となります。

例) 契約期間の初日とみなした日から最終日までの期間が90日の場合は、全体の契約額のうち90日分に対して助成します。



早めに計画届を提出しよう！

どのくらい助成してもらえるの？

令和4年12月2日から、経費助成率及び助成限度額が以下のとおり引き上がりました。

経費助成率

<現行>

中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)

<変更後>

中小企業	大企業
60% (+15%)	45% (+15%)

15%UP!

助成限度額

1事業所が1年度に受給できる助成金の限度額

<現行>

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	1,500万円
-----------------------------	---------

<変更後>

2,500万円

1,000万円UP!

ぜひ定額制訓練を、社内の人材育成にお役立ててください！